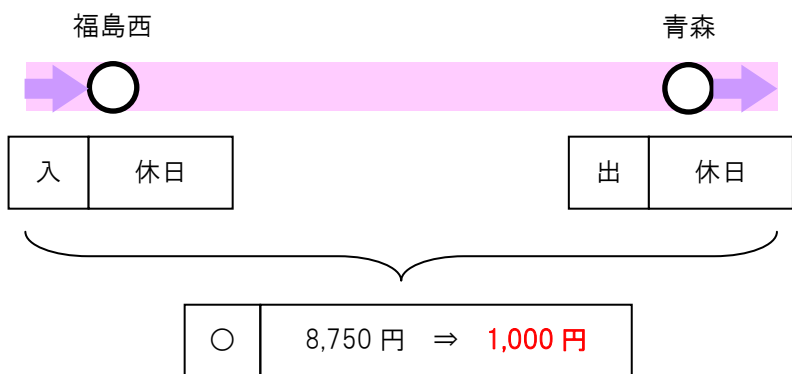


## ETC休日特別割引 ご利用例

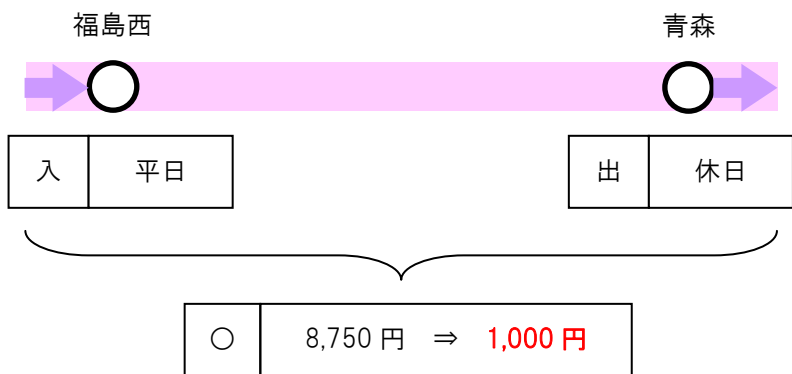
◎以下のご利用例は、料金所をETC無線通信により走行することを前提としています(料金は普通車の場合)。  
料金車種区分が中型車・大型車・特大車に区分される車両はETC休日特別割引の対象外となりますので、  
ご注意ください。

なお、「休日」とは適用対象日、「平日」とは適用対象ではない日を指します。

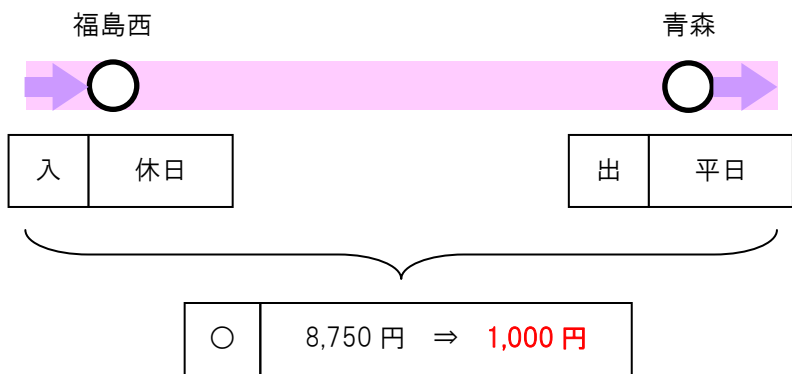
### 1. 大都市近郊区間以外を走行する場合



・入口と出口の両方の料金所を休日に通過していますので、休日特別割引が適用されます(福島西～青森間の5割引料金は1,000円を超えますので、上限料金の1,000円が適用されます)。



・出口の青森料金所を休日に通過していますので、休日特別割引が適用されます。



・入口の福島西料金所を休日に通過していますので、休日特別割引が適用されます。

## 2. 大都市近郊区間とそれ以外の区間を連続して走行する場合



・入口と出口の両方の料金所を休日の6~22時に通過していますので、休日特別割引(6~22時)が適用され、練馬~東松山間の大都市近郊区間は3割引、東松山~新潟西間の部分は5割引(上限 1,000円)として計算します。

※ 上限 1,000 円の対象外となる大都市近郊区間部分の料金計算例(練馬~東松山間)

$$\frac{39.4\text{km} \times 29.52 \text{円/km} \times (1-0.3) \times 1.05}{\text{距離} \quad \text{料率} \quad \text{割引率} \quad \text{税率}}$$

≒ 850円 (50円単位で端数処理)



・出口の新潟西料金所を休日の22~6時に通過していますので、休日特別割引(22~6時)が適用され、練馬~東松山間の大都市近郊区間は5割引、東松山~新潟西間の部分は5割引(上限 1,000円)として計算します。

※ 上限 1,000 円の対象外となる大都市近郊区間部分の料金計算例(練馬~東松山間)

$$\frac{39.4\text{km} \times 29.52 \text{円/km} \times (1-0.5) \times 1.05}{\text{距離} \quad \text{料率} \quad \text{割引率} \quad \text{税率}}$$

≒ 600円 (50円単位で端数処理)

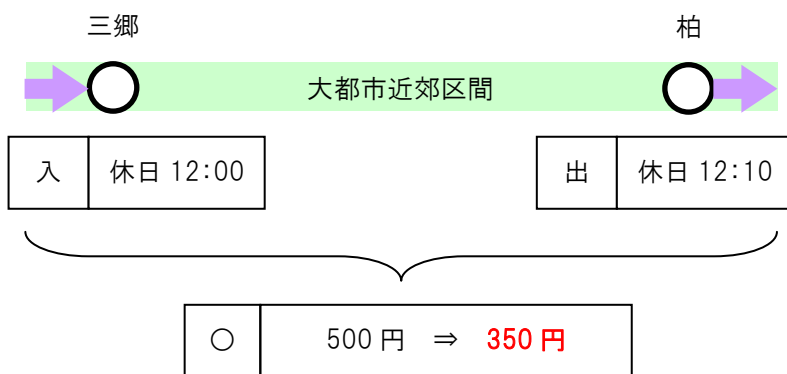


・入口の新座料金所を休日の22~6時に通過していますので、休日特別割引(22~6時)が適用され、練馬~東松山間の大都市近郊区間は5割引、東松山~新潟西間の部分は5割引(上限 1,000円)として計算します。

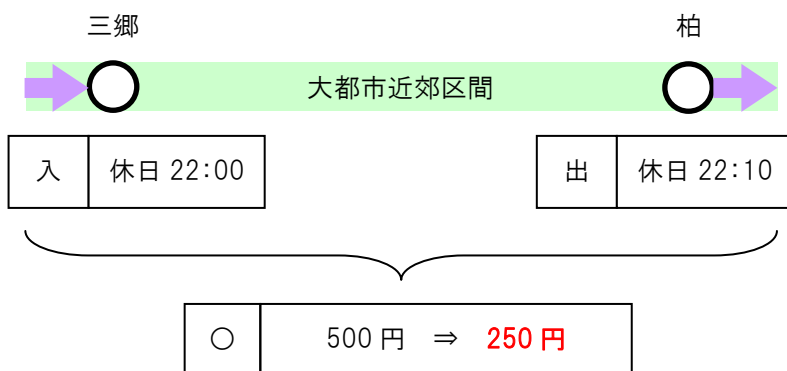


・入口と出口の料金所通過時刻から休日の 22～24 時に高速道路を走行していることが確認できますので、休日特別割引(22～6時)が適用され、練馬～東松山間の大都市近郊区間は5割引、東松山～新潟西間の部分は5割引(上限 1,000 円)として計算します。

### 3. 大都市近郊区間のみを走行する場合



・入口と出口の両方の料金所を休日の6～22時に通過していますので、休日特別割引(6～22時)が適用され、料金は3割引になります。

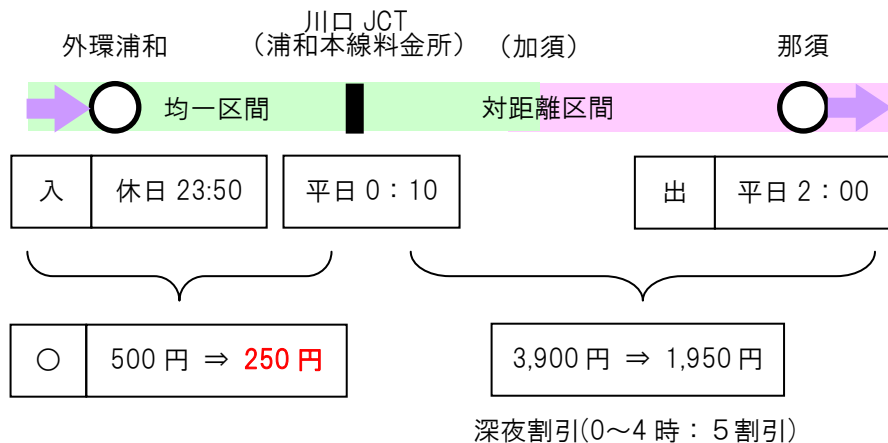


・入口と出口の両方の料金所を休日の22～6時に通過していますので、休日特別割引(22～6時)が適用され、料金は5割引になります。

※早朝夜間割引(5割引)の条件も満たしていません。

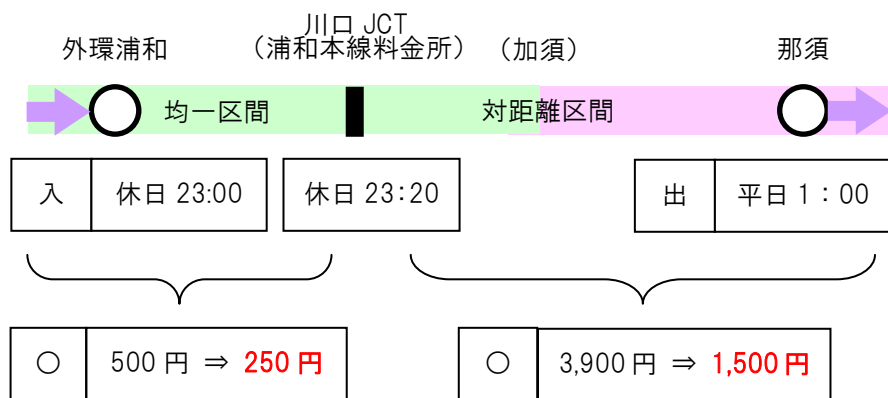
#### 4. 対距離制料金の高速国道と均一制料金の高速国道を連続して走行する場合

均一制料金の区間は、その区間の料金をお支払いいただく料金所の通過時刻によって利用時間を確認します。対距離制料金の区間は、対距離制料金の区間の入口となる料金所及び出口となる料金所の通過時刻によって利用時間を確認します。



・均一区間は、外環浦和料金所を休日の 22~6 時の間に通過していますので、休日特別割引(22~6 時)が適用されます。

・対距離区間は、入口となる浦和本線料金所と出口の那須料金所を休日に通過していませんので、休日特別割引は適用されません(この例では深夜割引が適用されます)。

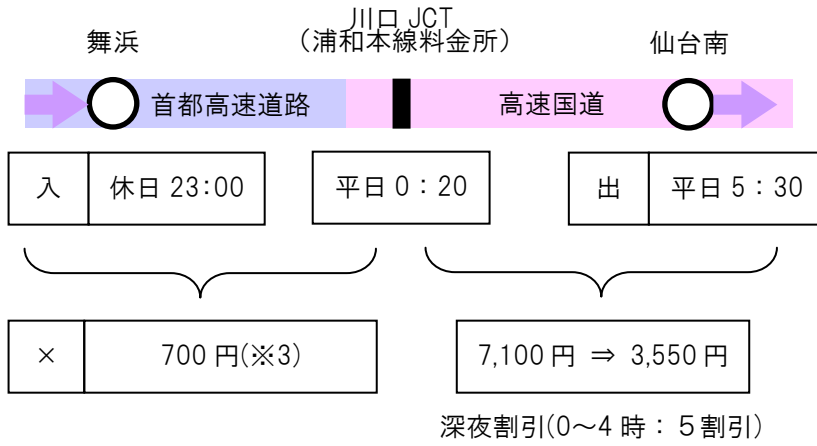


・均一区間は、外環浦和料金所を休日の 22~6 時の間に通過していますので、休日特別割引(22~6 時)が適用されます。

・対距離区間は、入口となる浦和本線料金所を休日の 22~6 時の間に通過していますので、休日特別割引(22~6 時)が適用されます。

## 5. 首都高速道路などの都市高速道路等と高速国道を連続して走行する場合

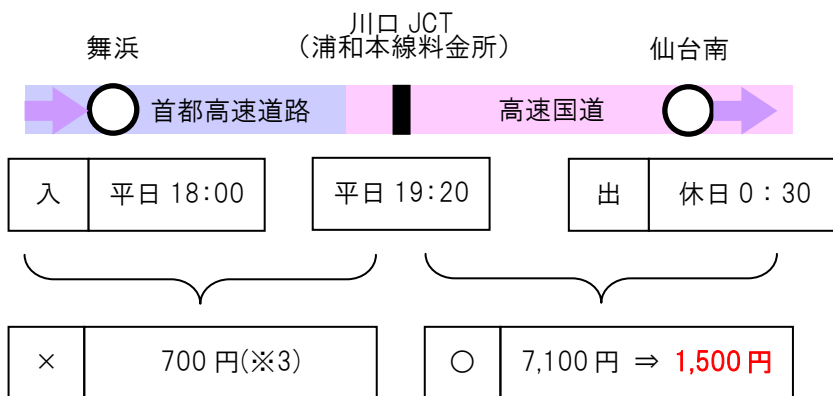
高速国道の料金所を通過する時刻によって利用時間を確認します。都市高速道路等の料金所通過時刻は考慮しませんのでご注意ください。



・舞浜料金所(首都高速道路の料金所)は休日  
に通過していますが、首都高速道路の料金所  
通過日時では休日特別割引の適否を判断しま  
せん。

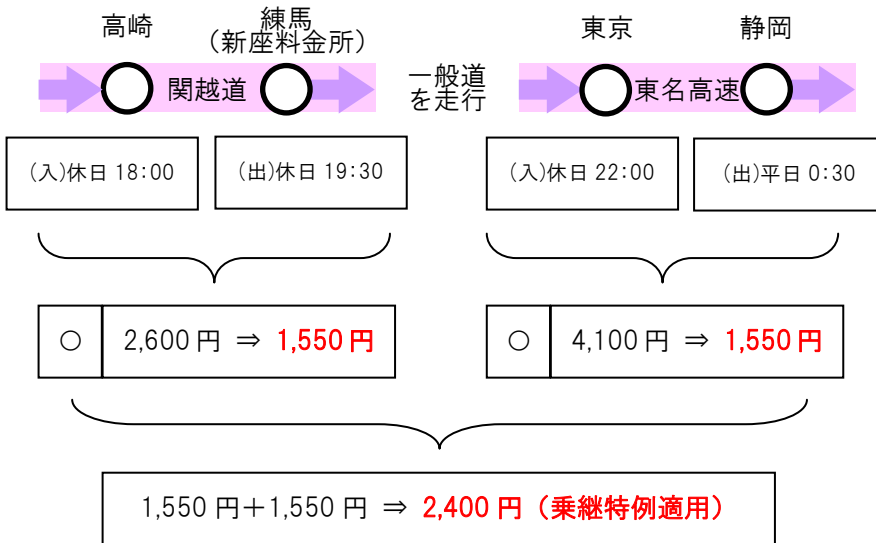
・この例では、浦和本線料金所と仙台南料  
金の通過時刻によって休日特別割引の適否を判  
断しますので、休日の利用には該当せず、休  
日特別割引は適用されません(この例では、深  
夜割引が適用されます)。

・この例では、高速国道の出口となる仙台南料  
金所を休日の 22~6 時の間に通過しています  
ので、高速国道の料金に休日特別割引(22~  
6 時)が適用されます。



(※3)首都高速道路株式会社の実施する割引  
が別途適用される場合もございますので、  
詳しくはホームページでご確認ください。  
(⇒[詳しくはこちら](#))

## 6. 特定区間の乗継特例

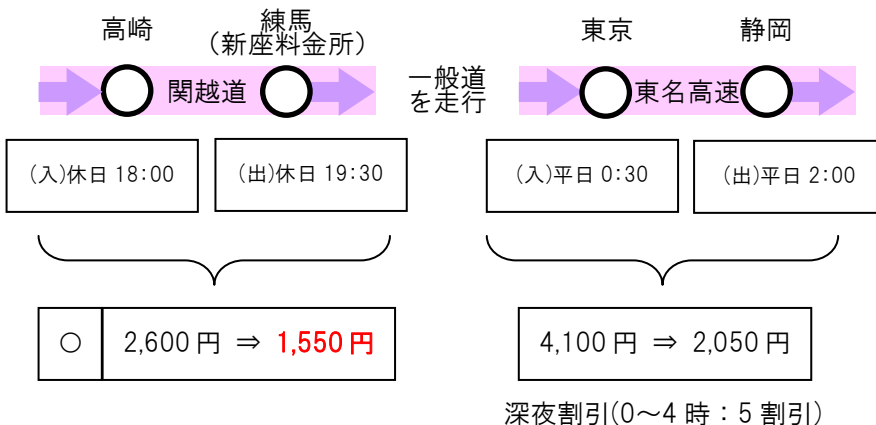


※ 上限 1,000 円の対象外となる大都市近郊区間部分の料金計算例

$$\star \text{東松山} \sim \text{練馬間} : \frac{39.4 \text{ km} \times 29.52 \text{ 円/km} \times (1 - 0.3) \times 1.05}{\text{距離} \quad \text{料率} \quad \text{割引率} \quad \text{税率}} \doteq 850 \text{ 円}$$

$$\star \text{東京} \sim \text{厚木間} : \frac{35.0 \text{ km} \times 29.52 \text{ 円/km} \times (1 - 0.5) \times 1.05}{\text{距離} \quad \text{料率} \quad \text{割引率} \quad \text{税率}} \doteq 550 \text{ 円}$$

(それぞれを 50 円単位で端数処理)



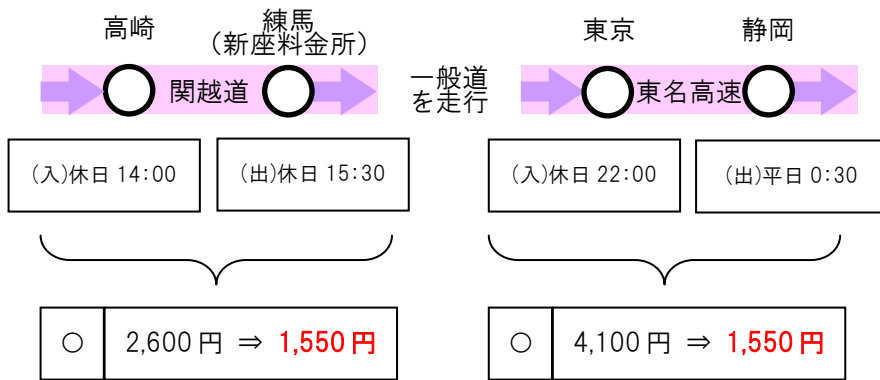
・関越道では、入口と出口の料金所を休日の 6～22 時の間に通過していますので、休日特別割引(6～22 時)が適用されます。

・東名高速では、入口の東京料金所を休日の 22～6 時の間に通過していますので、休日特別割引(22～6 時)が適用されます。

・新座料金所と東京料金所は乗継特例の対象となる特定区間であり、指定時間(この区間では 6 時間)以内に乗り継ぎしていますので、各走行の上限 1,000 円対象区間(高崎～東松山間と厚木～静岡間)を通算して、割引後料金の上限を 1,000 円とする乗継特例が適用されます。

・なお、料金所通過時には乗り継ぎ特例が適用される前の料金が表示されますのでご注意ください(乗り継ぎ前後の走行を確認のうえ、後日乗継特例を適用した料金に修正いたします)。

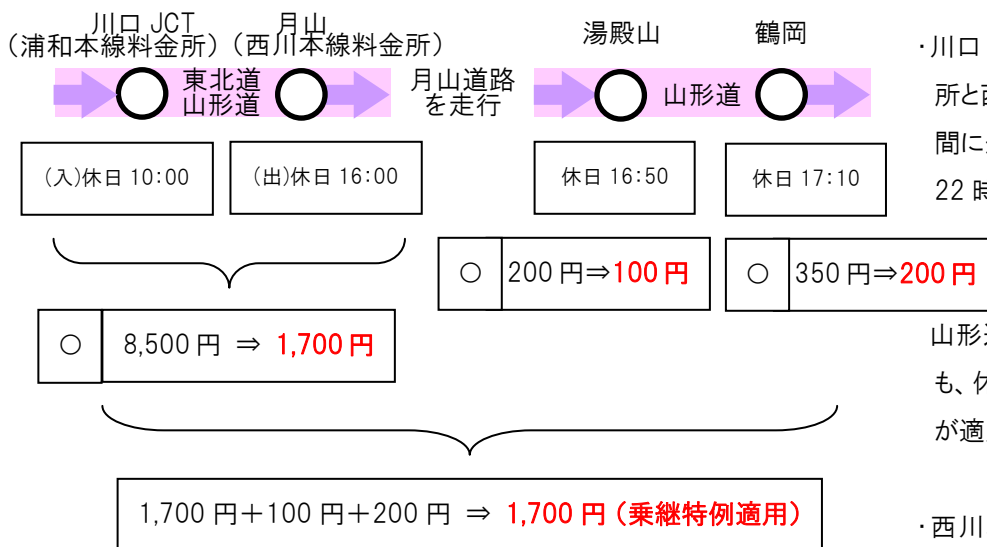
・東名高速の入口と出口の料金所を休日に通過していませんので、東名高速の料金には休日特別割引は適用されません(この例では、深夜割引(0～4 時 5 割引)が適用されます)。また、乗継特例も適用されません。



・関越道では、入口と出口の料金所を休日の 6～22 時の間に通過していますので、休日特別割引(6～22 時)が適用されます。

・東名高速では、入口の東京料金所を休日の 22～6 時の間に通過していますので、休日特別割引(22～6 時)が適用されます。

・新座料金所と東京料金所は乗継特例の対象となる特定区間ですが、指定時間(この区間では 6 時間)以内に乗り継ぎしていませんので、乗継特例は適用されません。



・川口 JCT～月山間については、浦和本線料金所と西川本線料金所を休日の 6 時～22 時の間に通過していますので、休日特別割引(6～22 時)が適用されます。

山形道の湯殿山料金所と鶴岡料金所についても、休日に通過していますので、休日特別割引が適用されます。

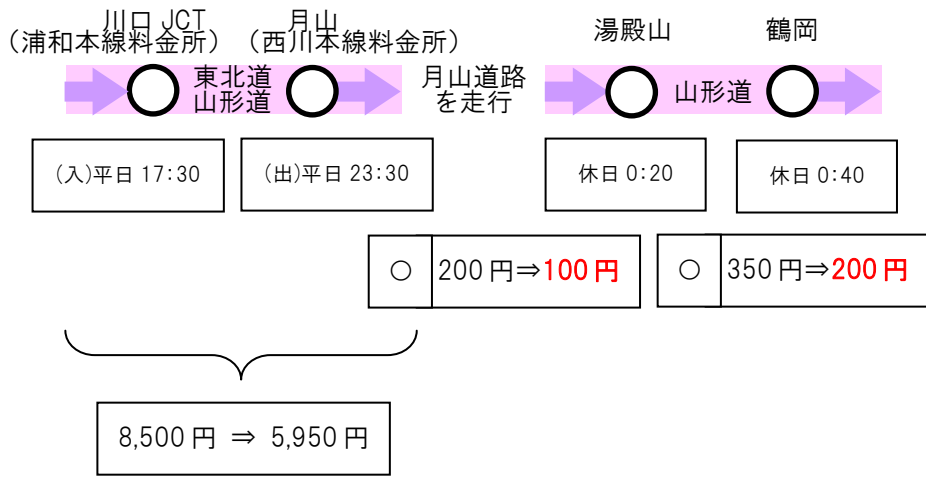
・西川本線料金所と湯殿山料金所、鶴岡料金所は乗継特例の対象となる特定区間であり、指定時間(この区間では 2 時間)以内に乗り継ぎしていますので、各走行の上限 1,000 円対象区間(加須～月山間と湯殿山～鶴岡間)を通常して、割引後料金上限を 1,000 円とする乗継特例が適用されます。

※ 上限 1,000 円の対象外となる大都市近郊区間部分の料金計算例

★川口～加須間

$$\frac{33.4\text{km}}{\text{距離}} \times \frac{29.52 \text{ 円/km}}{\text{料率}} \times \frac{(1-0.3)}{\text{割引率}} \times \frac{1.05}{\text{税率}} \doteq 700 \text{ 円 (50 円単位で端数処理)}$$

・なお、料金所通過時には乗継特例が適用される前の料金が表示されますのでご注意ください(乗り継ぎ前後の走行を確認のうえ、後日乗り継ぎ特例を適用した料金に修正いたします)。



深夜割引(平日 20~24 時 : 3 割引)

・川口 JCT~月山間については、入口の浦和本線料金所と出口の西川本線料金所を休日に通過していませんので、休日特別割引は適用されません(この例では、深夜割引(平日 20 時~24 時:3 割引)が適用されます)。また、乗継特例も適用されません。

山形道の湯殿山料金所と鶴岡料金所は休日に通過していますので、休日特別割引が適用されます。